

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 外7名

被告 国

証 拠 説 明 書 1 4 (甲 A 号 証)

2023(令和5)年1月19日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子

ほか

号証 (甲)	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲A 344	高橋和之「立憲主義と日本 国憲法 第5版」抄本(8 7～88頁)	写し 2020年 4月	高橋和之	憲法の規定する人権のうち「内容 形成型人権」の具体的内容には、 憲法上想定された核心部分と法 律による具体化に委ねられた部 分があり、核心部分については裁 判所が解釈により確定し、その部 分が制限されている場合は内容 確定型人権と同様にその制限が 正当化されるか否かが審査され るべきこと

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

甲A 345	「救済を視野に入れた憲法上の実体的な権利の構成—同性婚訴訟を手掛かりとして」(法律時報94巻2号117～122頁)	写し	2022年 1月	卷美矢紀	<p>(本書証は、本件訴訟を例に、「制度を前提とする権利」に関わる法律の憲法適合性審査、法律が違憲となるとされた場合の救済方法が、憲法解釈によって明らかにされうることを論じた論文である)</p> <ul style="list-style-type: none">・法制度を前提とする権利であっても、制度の「憲法上想定された核心的部分」、「憲法が想定する標準的の制度形態」を憲法解釈によって特定することができ、その場合は自由権等と同様の違憲審査がなされるべきであること(118頁～119頁)・「制度へのアクセス」自体の制約と「制度の具体化」の問題は区別され、憲法上の権利である以上、制度へのアクセスの保障は「憲法上想定された核心部分の中のもっとも核となる部分」であり「立法裁量以前の問題」と考えるべきこと。最高裁も、選挙権に関し、アクセスに対する制約については、厳格に判断していること(119頁)。・特定の時代と場所において、婚姻制度の「憲法上想定された核心的部分」を特定することが可能であり(120頁)、婚姻が当事者間の合意のみによって成立することは「婚姻制度の中核をなすもの」であり「婚姻の権利の核心部分」であること。よって国家は原則として侵害しえず、これに対する制約は、婚姻の自由の直接的制約として、厳格な審査が求められること(121頁)。・偏見を排除し国民の広範な承認のために同性婚を認めるべきこと(122頁)。
-----------	---	----	-------------	------	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

					<p>・配偶者の選択はきわめて人格性の強いことがらであり配偶者選択の自由は結婚の権利の中核部分であるから、所謂「同性婚」の立法不作為は、法律婚の権利の中核部分に対する直接的制約であるうえ、一定の範囲の性的マイノリティーについて、婚姻制度へのアクセスを永久に制限することともなるので、厳格な審査基準が求められること（122頁）。</p>
甲A 346	TKC ローライブラリー 新・判例解説 Watch◆憲法 No. 195	写	2022年 2月4日	土井真一	<p>（本書証は、京都大学の憲法学者である土井真一教授による、令和3年の夫婦別姓訴訟大法廷判決（最大判令和3年6月23日判時1770号3頁）の評釈である）</p> <p>憲法24条2項による立法府への統制の厳格さの程度は、同条が対象とする事項や捕捉する権利・利益が多岐にわたることから、問題となる事項や権利・利益の内容・性質等に照らして具体的に設定されるべきこと</p>

以上